

第1号様式

公式アカウント運用ポリシー

開設所属	政策総務部政策課情報化推進係
アカウントの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 町公式アカウント <input type="checkbox"/> 各所管課等公式アカウント
開設・運用の目的	町の行政情報や魅力を発信するため
情報発信する内容	一般行政情報（防災、子育て等）、町の魅力等
アカウント情報等 (ソーシャルメディアの種類、アカウント名、ページURL)	ソーシャルメディアの種類：LINE公式アカウント アカウント名：大磯町 アカウントID：@oiso_town_official
運用体制 (運用責任者、管理運営課等)	運用責任者：政策課デジタル化推進担当課長 運用担当者：政策課情報化推進係
運用期間	令和6年1月15日から
運用時間	原則として開庁時間（8時30分～17時15分）に職員が必要に応じて投稿。なお、この時間以外にも必要に応じて投稿する場合があります。
投稿に対する返信等の対応	本サービスではメッセージ配信機能のみを利用しています。当アカウントへの質問やコメント等に対し、原則として町からの個別回答はしません。配信情報に対するご質問等は、お電話で直接ご連絡いただくか、ホームページのメールフォームからお問い合わせください。
利用者への注意事項	町は、本サービスの利用において、利用者が次に該当する禁止行為をした、またはする恐れがあると判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合があります。 (1) 特定の個人、団体等を誹謗中傷する内容 (2) 他のユーザーになりすましたもの (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とした内容 (4) 政治、選挙活動、宗教活動を目的とした内容 (5) 著作権や商標権、肖像権など町または第三者の知的所有権を侵害するおそれのある内容

	<p>(6) 法律、法令に違反している内容または違反する恐れがある内容</p> <p>(7) 公序良俗に反するもの</p> <p>(8) 投稿を承諾していない個人に関する情報など、プライバシーを害する内容</p> <p>(9) 有害なプログラム</p> <p>(10) 各ソーシャルメディア運営会社の定める利用規約に反する内容</p> <p>(11) その他町公式アカウントの運営上、町が不相当と判断した内容</p>
知的財産権	町公式アカウントに掲載されている情報に関する知的財産権は、町または原作者に帰属しますので、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法で認められている場合を除き、無断で複製し、転用することはできません。
免責事項	町は、町公式アカウントで発信した内容及びそこからリンクされているウェブサイトを利用したことで発生したトラブル及び損害については、一切責任を負いません。
運用ポリシーの変更	当アカウントの運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。
個人情報に関する取扱い	個人情報の収集、利用、管理について「大磯町個人情報保護条例」に準じて適正に取り扱います。
問合せ先	当運用ポリシーに関する問合せは、 政策総務部政策課（Tel0463-61-4100 内線207）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない理由により、町公式アカウントを運用することが困難となった場合は、当アカウントを削除することがあります。その際は町ホームページ等で、その旨お知らせします。 ・ 町公式アカウントからの情報発信については、正確性の確保には十分留意しますが、ソーシャルメディアの特性上、後日訂正する必要があることを予めご了承ください。